各号」と、「当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して三十日以内、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して十日以内」とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。

6　令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける法第二十六条の規定による建設業務有料職業紹介事業の廃止の届出についての第十九条の規定の適用については、同項中「当該建設業務有料職業紹介事業を廃止した日から十日以内」とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。

（新設）

7　令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける確保許可証の返納についての第二十一条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「当該事実のあった日の翌日から起算して十日以内」とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。

（新設）

8　令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける法第三十七条第一項の規定による届出についての第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「法第三十一条第二項第四号」とあるのは「法第三十一条第二項各号」と、「当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して三十日以内に、同号に掲げる事項以外の事項の変更の届出にあっては当該変更に係る事実のあった日の翌日から起算して十日（第三項の規定により登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、三十日）以内」とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。

（新設）

9　令和二年三月一日から同年六月三十日までにおける法第三十九条の規定による建設業務労働者就業機会確保事業の廃止の届出についての第二十五条の規定の適用については、同項中「当該建設業務労働者就業機会確保事業を廃止した日の翌日から起算して十日以内」とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、令和二年三月一日から適用する。

○厚生労働省令第百六号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十一条第二項及び第五十二条第一項の規定に基づき、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和四十六年労働省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 6　令和元年度の事業に係る法第四十一条第二項の規定による事業報告書及び収支決算書の提出についての第二十五条第三項の規定の適用については、同項中「毎事業年度終了後三月以内」とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。 7　令和二年度においては、法第五十二条第一項の規定による定年及び継続雇用制度の状況その他高年齢者の雇用に関する状況の報告についての第三十三条第一項の規定の適用については、同項中「翌月十五日まで」とあるのは「令和二年八月末日まで」とする。	**附　則** （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百七号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第三十五号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）第八条第一項の規定に基づき、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年労働省令第二十八号）の一部を次のように改正する。